

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年7月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第19号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第20条の2第4項中「身体障害者福祉法第21条の規定による委託報酬の額の」を「障害者自立支援法第76条第2項本文に規定する厚生労働大臣が定める」に改める。

第20条の4を削り、第20条の5を第20条の4とし、第20条の6を第20条の5とする。

第21号様式注以外の部分中「休養 アフターケア」を「アフターケア」に改め、同様式注3及び4中「、休養」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第19条の規定は、平成19年4月1日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第20条の2の規定は、平成18年10月1日以後に支給し、修理

し、又は再支給すべき事由が生じた補装具について適用し、同日前に支給し、修理し、又は再支給すべき事由が生じた補装具については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)